

## 部会の設置について(案)

### 1 部会の設置趣旨

札幌市附属機関設置条例第6条により、札幌市住まいの協議会には特定事項を調査審議するための部会を置くことができることとされている。

今回の諮問では、新たな札幌市住宅マスタープランの策定に向けて、これからの住宅政策のあり方全般について議論の対象としているが、住宅政策の対象や性質から民間住宅に関することと市営住宅に関することの大きく2つに分けられるため、具体的なテーマごとにより詳細な議論を行うことを目的として、それぞれについて部会を設置する。

なお、部会の決議をもって当協議会の決議とすることができ、また、部会の部会長及び構成委員は、札幌市住まいの協議会規則第4条により、協議会の委員のうちから会長が指名することとなっている。

### 2 部会(案)

以下の2つの部会を設置する。

#### (1) 民間住宅部会

民間住宅における住宅確保要配慮者への対応、民間住宅の質の向上・適正な維持管理のあり方、住宅に関する情報提供のあり方などについて審議を行う。

#### (2) 市営住宅部会

市営住宅の管理戸数・供給戸数の適正化、市営住宅における住宅確保要配慮者への対応、市営住宅ストックのあり方、まちづくり施策等との連携、コミュニティのあり方などについて審議を行う。